



白河基署発 0511 第 1 号
平成 29 年 5 月 11 日

一般社団法人 白河労働基準協会長 殿

白河労働基準監督署長



「典型 4 種労働災害防止重点取組期間」の実施について

日頃より労働基準行政の推進にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、白河労働基準監督署管内における、第 1 2 次労働災害防止計画期間中（平成 25 年～平成 29 年）の休業 4 日以上の労働災害は、平成 26 年の 194 件をピークに、平成 28 年は 144 件と、過去最少となった平成 21 年の 136 件に次ぐ件数まで減少を続けてきましたが、平成 29 年の休業 4 日以上の労働災害は、4 月末時点で、前年同時期の 40 件に比して 32.5% 増の 53 件と急増しています。平成 29 年における労働災害を分析してみると、①作業通路での「転倒」、②脚立などからの「墜落・転落」、③機械による「はさまれ・巻き込まれ」、④重量物を取り扱うことによる「動作の反動・無理な動作」といった典型的な事故の型の災害が多く、全体件数の 7 割以上を占めている状況にあり、第 1 2 次労働災害防止計画の目標である、「平成 29 年までに休業 4 日以上の死傷災害を平成 24 年比で 15% 以上減少させる」の達成のためには、労働災害防止の更なる取組が必要です。

こうした状況を踏まえ、白河労働基準監督署においては、前述の典型的な 4 種類の事故の型の労働災害を「典型 4 種労働災害」と呼称し、急増する労働災害に歯止めをかけるため、平成 29 年 5 月 15 日～7 月 31 日までの期間を「典型 4 種労働災害防止重点取組期間」と定め、各種取組を行うことといたしました。

貴団体におかれましては、別紙実施要綱に示した趣旨にご理解のうえ、貴下事業場へ別添リーフレット等により周知を図っていただくとともに、安全パトロールの実施等についてご協力いただけますようよろしくお願いいたします。



「典型4種労働災害防止重点取組期間」実施要綱

1 趣旨

白河労働基準監督署管内における、第12次労働災害防止計画期間中（平成25年～平成29年）の休業4日以上労働災害は、平成26年の194件をピークに、以後減少を続け、平成28年は144件となり、過去最少となった平成21年の136件に次ぐ労働災害件数となった。

しかしながら、平成29年4月末時点で報告されている休業4日以上労働災害は、53件と前年同時期の40件に比して32.5%増で、ピーク時の平成26年の同時期と比較しても7件増加であるなど労働災害が急増し危機的状況を迎えている。平成29年における労働災害を事故の型別に分析してみると、①作業通路での「転倒」、②脚立などからの「墜落・転落」、③機械による「はさまれ・巻き込まれ」、④重量物を取り扱うことによる「動作の反動・無理な動作」といった典型的な災害が多く、前述の4種類の型の労働災害の合計が、全体件数の7割以上を占めている状況にある。第12次労働災害防止計画の目標である、「平成29年までに休業4日以上死傷災害を平成24年比で15%以上減少させる」の達成のためには、労働災害防止の更なる取組が必要である。

こうした状況を踏まえ、白河労働基準監督署においては、前述の典型的な4種類の事故の型の労働災害を「典型4種労働災害」と呼称し、急増する労働災害に歯止めをかけるため、平成29年5月15日～7月31日までの期間を「典型4種労働災害防止重点取組期間」と定め、典型4種労働災害防止の意識啓発を図るとともに、従来から取り組んでいる基本的な労働災害防止対策を再度確認と、その定着を図るものである。

2 期間

平成29年5月15日から7月31日とする。

3 主唱者

白河労働基準監督署

4 実施者

白河市、西白河郡、東白川郡の各事業場

4 主唱者の実施事項

- (1) 典型4種労働災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布
- (2) 本取組を効果的に推進するための各種団体等への協力要請
- (3) 災害防止団体等と連携した安全パトロールの実施

5 実施者の実施事項

平成29年に増加が著しい典型4種労働災害を防止するため、以下に掲げる基本的な労

働災害防止対策について、実施状況を確認しその定着に努める。併せて、「安全・衛生教育」、「注意喚起（危険の見える化）」を実施する等により、労働災害防止のための対策を講じる。

(1) 「転倒」災害防止対策

- ① 段差や凹凸、突起物、継ぎ目等をなくし、安全な作業通路を確保する
- ② 4 S（整理、整頓、清掃、清潔）活動の徹底により、床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物を除去する
- ③ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法を推進する
- ④ 作業に適した防滑靴やプロテクター等の着用を推進する

※ なお、本取組期間内である6月1日～6月30日は、「白河地域STOP! 転倒災害プロジェクト」の重点取組期間にも該当していることから、当該プロジェクトの実施事項についても留意すること。

(2) 「墜落・転落」災害防止対策

- ① 高所で作業を行う場合には、安全に作業を行うことができる足場等を設置する
- ② 作業床の端部や開口部に、手すりや柵を設置する
- ③ はしご、踏み台、脚立を使用する際には、滑り止め措置を徹底する
- ④ 安全に昇降することができる昇降設備を設置する
- ⑤ 作業内容に応じ、安全带、ヘルメット等の保護具の着用を徹底する

(3) 「はさまれ・巻き込まれ」災害防止対策

- ① はさまれる箇所がない機械や、はさまれてもけがをしない程度に駆動力が小さい機械へ変更する
- ② はさまれ・巻き込まれるおそれがある個所に囲い、覆い等を設ける
- ③ はさまれそうになった時に、自動的に機械を停止させる安全装置を備え付ける
- ④ 非常停止ボタンの機能を確認するとともに、その機能の有効保持に努める
- ⑤ 修理、点検時は機械の運転を停止することを徹底し、他の作業者が誤って運転しないようにその運転禁止の旨の表示を行う

(4) 「動作の反動・無理な動作」災害防止対策

- ① 機械による自動化や台車・昇降装置の使用により省力化を図る
- ② 人力によってのみ作業をする場合の重量は、男性（満18歳以上）は体重のおおむね40%、女性（満18歳以上）は、男性が取り扱う重量の60%程度に制限する
- ③ 作業の姿勢、動作、手順、時間などについての作業標準を作成するとともに、作業者の特性・技能レベルなどを考慮して定期的に確認する
- ④ ストレッチを中心とした腰痛予防体操を実施させる